

中泊町農業委員会会議録

平成30年10月10日

中泊町農業委員会

平成30年度 中泊町農業委員会 10月定例総会議事録

1. 開催日時 平成30年10月10日(水) 午前11時00分～午前11時55分
2. 開催場所 中泊町役場 小会議室1
3. 出席委員 (12人)

会 長	15番	松坂 龍美		
会長職務代理者				
委 員	1番	澤田 健吾	2番	大川 勝仁
	3番	工藤 輝雄	4番	葛西 誠
	5番	青山 邦栄	6番	藤田 次男
	7番	小野 美恵子		
	9番	坂本 朝彦		
	11番	外崎 満幸	12番	神 良一
	13番	木村 巧		

4. 欠席委員 (3人)

委 員	14番	松田 耕司	10番	成田 誠
委 員	8番	瓜田 益子		

5. 議事日程

第1 会期の決定について

第2 議事録署名委員の指名

第3 【報告】

報告第17号 農地法第18条第6項による通知書について

報告第18号 農地移動適正化あっせん委員会の結果について

第4 【議案】

議案第20号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第21号 中泊町農用地利用集積計画の決定について

報告・協議事項

(1) 業務予定

(2) その他

6. 農業委員会事務局職員

局 長 竹 谷 覚

係 長 古 川 英 樹

主 幹 打 越 賢 一

主 幹 三 上 晋 一

7. 会議の概要

事務局	<p>ただいまから、平成30年度中泊町農業委員会10月定例総会を開会いたします。</p> <p>ただいまの、出席委員数は15名中12名ですので定足数に達しており、総会は成立しております。それでは、中泊町農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行については松坂会長にお願いいたします。</p> <p>はじめに、松坂会長よりご挨拶をお願いします。</p>
議長	<p>本日は、定例総会にご出席いただきまして、ありがとうございます。</p> <p>これより議事に入ります。まず、日程第1の会期の決定について、お諮りいたします。</p> <p>会期は本日一日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なしの声あり】</p> <p>ご異議なしと認め、会期は本日1日限りといたします。</p> <p>日程第2、議事録署名委員についてであります。会議規則第16条の規定に基づき議事録署名委員を選任します。私から指名してよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なしの声あり】</p> <p>異議ないようですので、私から指名いたします。</p> <p>議事録署名委員には、12番神良一委員と13番木村巧委員を、そして本日の会議の書記には、事務局職員の打越主幹と三上主幹を指名いたします。</p>
	<p>◎報告第17号</p>
議長	<p>それでは、日程第3の報告第17号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。</p>
事務局	<p>3ページをお開き下さい。報告第17号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」農地法第18条第6項の規定による通知書について、次のとおり報告する。</p> <p>平成30年10月10日提出 中泊町農業委員会会長。</p> <p>次のページをご覧ください。今月の賃貸借の合意解約は、2件ございました。内容については資料をご覧ください。報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。ただいまの報告17号について、何かご質問等ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(質問無し)</p>
議長	<p>無いようですので、報告第18号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。</p>
	<p>◎報告第18号</p>
事務局	<p>8ページをお開き下さい。報告第18号「農地移動あっせん委員会の結果について」農地移動あっせん委員会(平成30年9月実施分)の結果について、別紙のとおり報告する。</p> <p>平成30年10月10日提出 中泊町農業委員会会長。</p>

次のページをご覧ください。9月分の農地移動あつせん申し出は2件ございました。内容については、申出一覧表をご覧くださいと思います。以上で報告を終わります。

議長 ありがとうございます。ただいまの報告18号について、何かご質問等ございませんか。

(質問無し)

議長 質問が無いようですので次に議案の審議に入ります。

◎議案第20号

議長 議案第20号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 11ページをお開き下さい。議案第20号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」農地法施行令第1条の規定により下記のとおり許可申請の提出があったので審議を求めます。平成30年10月10日提出 中泊町農業委員会会長。

議長 議案第20号について、農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。

外崎委員 11番、外崎です。それでは報告いたします。去る10月1日、私と神委員、事務局職員とで現地調査を行いました。

本議案の農地法第3条申請は、所有権移転が2件でございます。いずれも調査した結果、耕作目的の申請であり農地法第3条第2項各号には該当しない権利取得と認められません。

以上ご報告いたします。

それでは事務局より本案の詳細について説明をお願いします。

事務局 12ページをお開き下さい。今月の農地法第3条の許可申請は、受付番号33番から34番の2件ございました。内訳は、贈与が1件、売買が1件となっております。

受付番号33番は、小泊字砂山地内の1筆の畑386平方メートルの贈与です。譲渡人はこれまで委託して保全管理をおこなっていましたが、譲受人は今後そ菜の栽培をするとのことでした。譲受人の、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、問題ないと思われま

す。受付番号34番は、宮野沢字蛸澤地内の9筆の田と畑13,571平方メートルの売買です。譲受人は譲渡人同様に米とそ菜の栽培をするとのことでした。譲受人の、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、問題ないと思われま

す。受付番号33番から34番については、別紙の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

何かご質問等ございませんか。

(質疑、意見なし)

議長 質疑もないようですので、お諮りいたします。議案第20号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長 異議がないようですので、議案第20号は原案のとおり決定いたします。

議長 次に議案第21号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 15ページをお開き下さい。議案第21号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化法第18条第1項の規定により中泊町長から別紙のとおり依頼があったので決定を求める。平成30年10月10日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをご覧ください。平成30年10月5日付け中農政第157号で、中泊町長より当農業委員会会長あてに農用地利用集積計画の決定について意見を求められておりますので、その内容について順次ご説明いたします。

18ページをお開き下さい。申請内容は、所有権移転が2件です。内訳は公益社団法人あおもり農林業支援センターの買入が2件となっています。

受付番号29番は、あおもり農林業支援センターの買入です。関係農地は、田茂木字若宮の農地1筆、地目は田、面積は5,064㎡です。売買価格は126万6千円です。対価の支払い期限は平成30年10月30日を予定しております。

受付番号30番は、あおもり農林業支援センターの買入です。関係農地は、田茂木字若宮の農地5筆、地目は田、面積は13,429㎡です。売買価格は671万円です。対価の支払い期限は平成30年10月30日を予定しております。

所有権移転につきましては以上です。

事務局

24ページをお開き下さい。今月の利用権設定は再設定が7件で面積は68,420平方メートルです。

受付番号58番は再設定で、設定する農地は八幡字日向地内の1筆の「田」4,617平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は借主負担、賃借料は10アール当たり米1俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で機械、労働力等からみて問題ないものと思われま。

受付番号59番は再設定で、設定する農地は中里字平山地内ほか1筆の「田」16,430平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は借主負担、賃借料は10アール当たり米1俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号60番は再設定で、設定する農地は田茂木字若宮地内の1筆の「田」4,979平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は借主負担、賃借料は10アール当たり米1俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号61番は再設定で、設定する農地は八幡字盛山地内ほか4筆の「田」11,034平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は借主負担、賃借料は10アール当たり米1俵の物納、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号62番は再設定で、設定する農地は田茂木字望月地内の1筆の「田」3,060平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費の水利費は借主負担、工事費は地主負担、賃借料は10アール当たり米3俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

26ページをお開き下さい。受付番号63番は再設定で、設定する農地は田茂木字若宮地内ほか19筆の「田」20,179平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費の水利費は借主負担、工事費は地主負担、賃借料は10アール当たり米3俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

28ページをお開き下さい。受付番号64番は再設定で、設定する農地は田茂木字若宮地内ほか3筆の「田」8,121平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費の水利費は借主負担、工事費は地主負担、賃借料は10アール当たり米3俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

続いて31ページをお開きください。農地中間管理機構の借入れ3件で、設定する面積が31,782平方メートルです。それでは順次ご説明します。

受付番号3番は新規の設定で、設定する農地は田茂木字若宮地内ほか5筆の「田」19,523平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費の工事費は地主負担、水利費は転借人負担、賃借料は10アール当たり米3俵の価格、支払い方法は、毎年12月20日までに本人名義の口座へ支払うとのことです。

受付番号4番も新規の設定で、設定する農地は尾別字浅井地内の1筆の「田」9,306平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は転借人負担、賃借料は10アール当たり20,000円、支払い方法は、毎年12月20日までに本人名義の口座へ支払うとのことです。

次のページをお開きください。受付番号5番も新規の設定で、設定する農地は尾別字浅井地内の1筆の「田」2,953平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は転借人負担、賃借料は10アール当たり20,000円、支払い方法は、毎年12月20日までに本人名義の口座へ支払うとのことです。

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

議長 何かご質問等ございませんか。

(質疑、意見なし)

議長 質疑もないようですので、お諮りいたします。議案第19号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長 異議がないようですので、議案第19号は原案のとおり決定いたします。

議長 議事については以上で終了いたしました。次に報告・協議事項について事務局より説明して下さい。

報告・協議事項について

事務局

それでは、報告・協議事項について、ご説明申し上げます。

1) 業務予定

2) その他

(資料にもとづいて、内容説明)

議長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告・協議事項はすべて終了いたしました。

議長 それでは、以上をもちまして、平成30年度中泊町農業委員会10月定例総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

上記、顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成30年10月10日

農業委員会
会長

署名委員

署名委員
